

# 小城市営住宅条例の改正概要

## 1 小城市営住宅条例の改正理由

民法の一部改正に伴い、公営住宅法第32条第3項に規定する不正入居者（※）に対する明渡し時の損害賠償額算定に係る利息の適用利率が、「年五分の割合」から「法定利率」に改正され、あわせて3年ごとに見直される変動制になったことに伴い、小城市営住宅条例第42条第3項において、不正入居者に対する明渡し請求時の損害賠償請求額算定に同利率を用いているため、一部改正を行うもの。

また、入居時の連帯保証人の要件について、実情に合わせて「市内居住」の要件を削除する。

### ※ 不正入居者の例

- ・収入要件など、入居資格を偽って入居した者
- ・入居者以外の者を市の許可無く同居させている者

## 2 小城市営住宅条例の改正内容

- (1) 小城市営住宅条例第11条第1項第1号に規定する、連帯保証人の要件について、市内居住し、独立の生計を営み、かつ、」を削除する。
- (2) 小城市営住宅条例第42条第3項に規定する、不正入居者に対する明渡し請求時の損害賠償請求額算定に係る利率について、次のとおり改正する。

改正前 「年五分の割合」

改正後 「法定利率」

\* 「法定利率」：民法に規定される法定利率（令和2年度からの3年間は年3パーセント）

## 3 今後の予定

パブリックコメント 令和2年12月14日～令和3年1月13日

議会への条例案の提出

施行予定期日 令和3年4月1日